

○宿日直手当に関する規則の運用について

(昭和28年5月18日岡人委第384号通知)

(沿革)

昭和29年 7月 1日第412号	昭和33年 4月 4日第152号
昭和37年12月21日第673号	昭和38年12月24日第670号
昭和40年 4月 1日第 48号	昭和41年 4月 1日第 1号
昭和42年12月26日第595号	昭和44年 4月 1日第 5号
昭和45年12月23日第418号	昭和48年10月19日第307号
昭和49年 2月19日第448号	昭和52年12月27日第246号
昭和56年 3月25日第260号	昭和56年 5月18日第 54号
昭和57年 3月24日第293号	昭和59年 3月31日第286号
昭和63年 4月 1日第 10号	平成 元年 4月 1日第 9号
平成 4年 7月 7日第100号	平成11年 4月 1日第 6号
平成12年 3月31日第298号	平成13年 9月25日第153号
平成14年 4月 1日第 5号	平成15年 4月 1日第 9号
平成18年 7月11日第 71号	平成19年 3月30日第210号
平成21年 3月31日第201号	平成23年 2月22日第205号
平成26年 3月20日第258号	

改正

第2条関係

この条の第1号及び第2号の勤務には、国又は他の地方公共団体に派遣された職員が、当該団体において行う同様の勤務を含むものとする。

第3条関係

- この条の第1項の「勤務1回」とは、宿日直勤務の中途において、勤務できない事情により交替した場合又は時間外勤務を命ぜられた場合にあっては、宿日直勤務を行わなかつた勤務を除いた勤務をいう。
- この条の第1項第2号の人事委員会の定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 消防学校における宿日直勤務
 - 青年の家における宿日直勤務
 - 警察本部における宿日直勤務
 - 警察学校における宿日直勤務（岡山県警察教養規程（平成6年岡山県警察訓令第4号）に規定する学校教養を受けている者が行う宿日直勤務を除く。）
 - 警察署における宿日直勤務
 - 小、中学校の寄宿舎における舎監の宿日直勤務

- 七 県立特別支援学校及び高等学校の寄宿舍における宿日直勤務
- 八 県立高等学校における生徒の教育実習指導に伴う宿日直勤務
- 九 児童相談所及び成徳学校における宿日直勤務
- 十 食肉衛生検査所、食肉地方卸売市場及びダム管理事務所における宿日直勤務
- 十一 県立特別支援学校における寄宿舍指導員の宿日直勤務